

東根市の公共下水道

くらしと自然のために

一日も早く下水道を利用しましょう

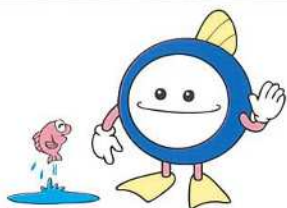
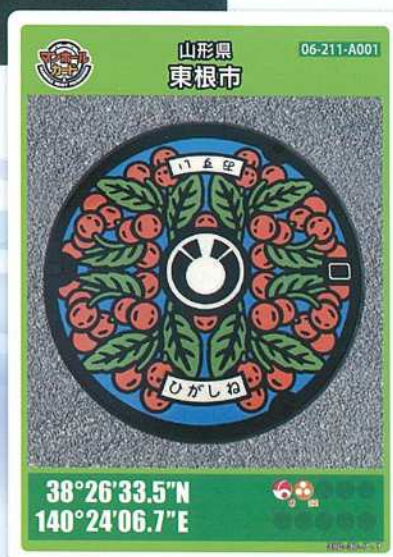


▲市の魚「カクレトミヨ」

(清流・小見川に生息し、水草で巣をつくる珍しい小魚)

▼東根市マンホールカード

(日本全国のマンホールのふたの図柄を、その由来とともに紹介するコレクション用の無料のカード。東根市では、観光物産協会で配付しています。)



下水道についてのご相談・お問い合わせは、
お気軽にお電話ください。

東根市上下水道部上下水道課

☎(0237)42-1111 内線 2551～2554

受益者負担金制度とは

下水道を整備するためには多額の費用が必要となりますが、これを皆さんの納めた税金だけで賄うと、下水道が整備されていない区域の人たちとの間に著しく不公平な状況が発生します。

そこで、税負担の公平性確保並びに下水道整備の促進を目的として、建設費の一部を負担していただくものが受益者負担金制度です。

※その土地について一回限りの負担となります。

受益者負担金を納めていただく人(受益者)

下水道が整備される区域内に土地を所有されている人が受益者となります。ただし、地上権・永小作権・質権・使用貸借権などが設定されている場合は、その土地の権利者が受益者となります。

受益者負担金の対象となる土地は

都市計画下水道事業により整備された区域内にある公有地・個人及び法人所有のすべての土地が対象になります。実際にご負担の対象となる土地は、現況地目が宅地・雑種地が主となります。

受益者の申告

下水道整備工事の翌年度（4月下旬頃）に土地の所有者に「下水道事業受益者申告書」を送付しますので内容を確認のうえ、受益者になる人が申告をしてください。地上権などの権利者が受益者になる場合は、所有者と連署の上申告していただくことになります。

受益者負担金の額

土地の面積 1 平方メートル(1 m²)当り 350 円です。

〈負担金の計算例〉 330m²（約100坪）の土地を所有している場合

総額		330 m ² × 350 円 = 115,500 円（10 円未満切捨て）			
各期の 納付額		1 期(7 月)	2 期(10 月)	3 期(翌年 2 月)	合 計
	1 年目	13,100 円	12,800 円	12,800 円	38,700 円
	2 年目	12,800 円	12,800 円	12,800 円	38,400 円
	3 年目	12,800 円	12,800 円	12,800 円	38,400 円
	合 計 金 額				115,500 円

納期と納める方法は

原則として年間 3 期 × 3 年 = 9 回の分割で納めていただきますが、一括で納めることもできます。納付通知書を 1 年分まとめて毎年 7 月上旬に送付しますので、金融機関で納めてください。また、口座振替も是非ご利用ください。

	納 期	口座振替日
第 1 期	7月10日から7月31日まで	7月31日
第 2 期	10月10日から10月31日まで	10月31日
第 3 期	2月10日から2月末日まで	2月末日

納期限が土・日曜日・休日の場合は、その翌日（平日）を納期限とします。

● 受益者負担金の徴収猶予について

土地の状況・受益者の事情により受益者負担金の徴収が一定期間猶予される場合があります。下記に該当する人は、徴収猶予申請書を提出してください。

農地（田・畑・山林・原野等）・係争中の土地など

● 受益者負担金の減免について

土地の状況・受益者の事情により、受益者負担金が減免又は免除になる場合があります。なお、減額の割合は、状況により異なります。下記に該当する人は、減免申請書を提出してください。

公共用地、学校用地、生活保護受給者、神社・仏閣の境内、墓地、社会福祉施設用地、児童福祉施設用地、社会教育施設用地、公衆用通路として使用している私道、消防施設用地、集会所用地、公園、遊園地、鉄道用地、文化財である建物・工作物等の用地など

受益者負担 Q&A

Q. なぜ土地の面積に応じて賦課されるのですか？

A. 建物の大きさや住んでいる人数などを基準に負担金を算出すると、将来的に変動することから、長期的にみて不安定な数値を基準に算定することになります。一方土地面積は、人数や建物面積などに比べて数値が変動する機会は極めて少なく、算定評価の対象としては最も安定しています。また、下水道整備による土地の利用価値や利益（受益）は土地そのものに付加される価値であることから、土地面積への算定評価が妥当であると国の検討委員会で提言されています。

Q. 同一の土地について受益者が2人以上ある場合の申告方法はどうするのですか？

A. 受益者のうちから代表者を選んでいただき、その人に申告していただきます。

Q. 受益者申告を「しない場合」はどうなりますか？

A. 市ではあらかじめ通知したとおり、まちがいが無いものとして土地の所有者へ受益者負担金決定通知書を送付しますので、その人が負担義務を負うことになります。

Q. 受益者に変更があった場合はどうしたらよいですか？

A. 土地の売買、相続、貸借などの関係で受益者が変更になったり、受益者変更申請書を提出していただいた場合、それ以降に納期がくる負担金については新しい受益者から納めていただくようになります。また、住所・事務所を変更した場合もすみやかに申告してください。

Q. 受益者負担金を納めた場合、税の控除が受けられますか？

A. 事業または、不動産貸付等の業務を営んでいる方は、業務に使用している部分の土地に係る受益者負担金について、必要経費に計上することができます。詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。

★負担金を納めていただくまで

1 賦課対象
区域の公示



2 申告書の
発送



3 受益者からの申告
猶予、減免申請



4 負担金の賦課
納付通知書の発送



5 受益者負担金
3年分割納付



下水道は水をよみがえらせ

下水道が完成した後は

排水設備の設置はすみやかに

現在、台所、浴室、洗面所などからの生活污水は、道路の側溝や水路に流れています。下水道が完成したところは、できるだけ早く、下水道に流すための排水設備を設置し、下水道を使用しなければならないと定められています。

トイレの水洗化は3年以内に

地域内で1軒だけ未改造の家庭があると、そこから病害虫や悪臭などが発生することがあり、下水道の役目を十分に果たすことができないため、汲み取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造しなければならないと定められています。

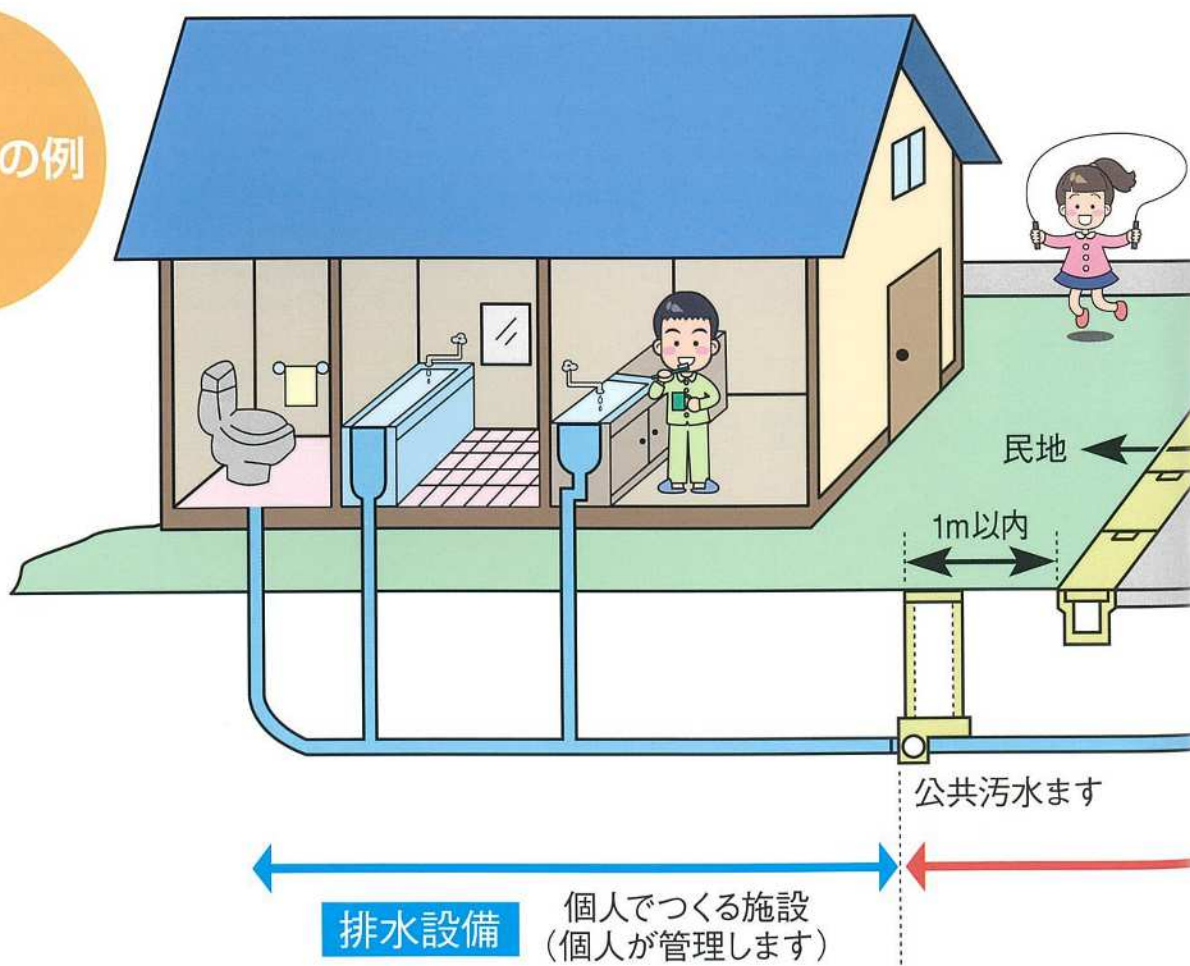
新增改築のときは水洗トイレ

下水道の処理区域では、水洗トイレ以外のトイレを設置することができません。新增改築の時には、必ず水洗トイレを設置して、下水道を使用していただくことになります。

し尿浄化槽は廃止しましょう

下水道が使用できるようになりましたら、し尿浄化槽はできるだけ早く廃止して、下水道への切り替え工事をしてください。し尿浄化槽の維持管理費用が不要になります。供用開始から3年以内に下水道を使用すれば融資あつ旋利子補給制度が利用できます。

改造工事の例



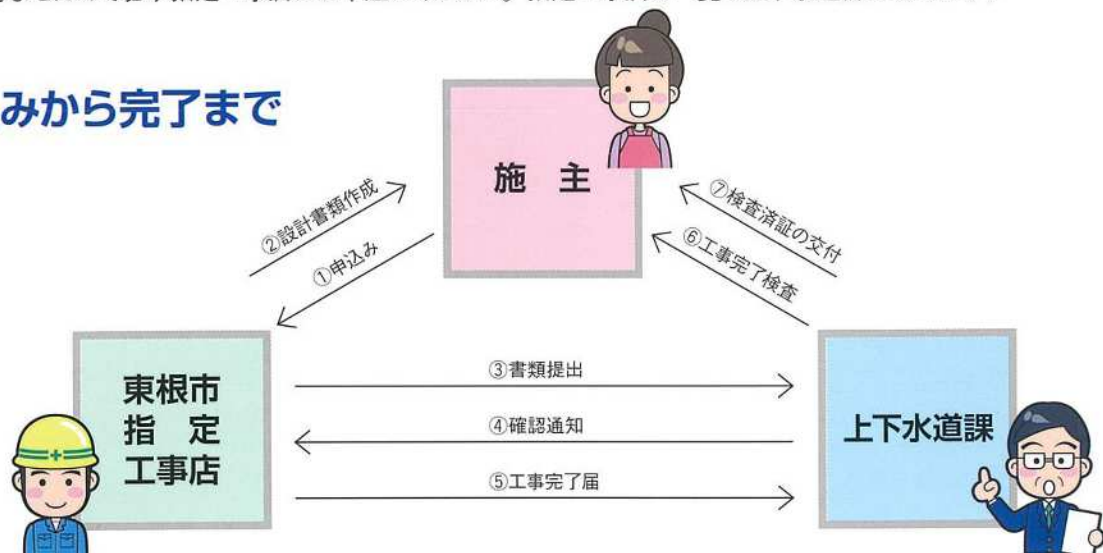
快適な生活をつくります

工事の申込方法は

家庭からの排水を下水道に流すためには排水設備の工事が必要です。

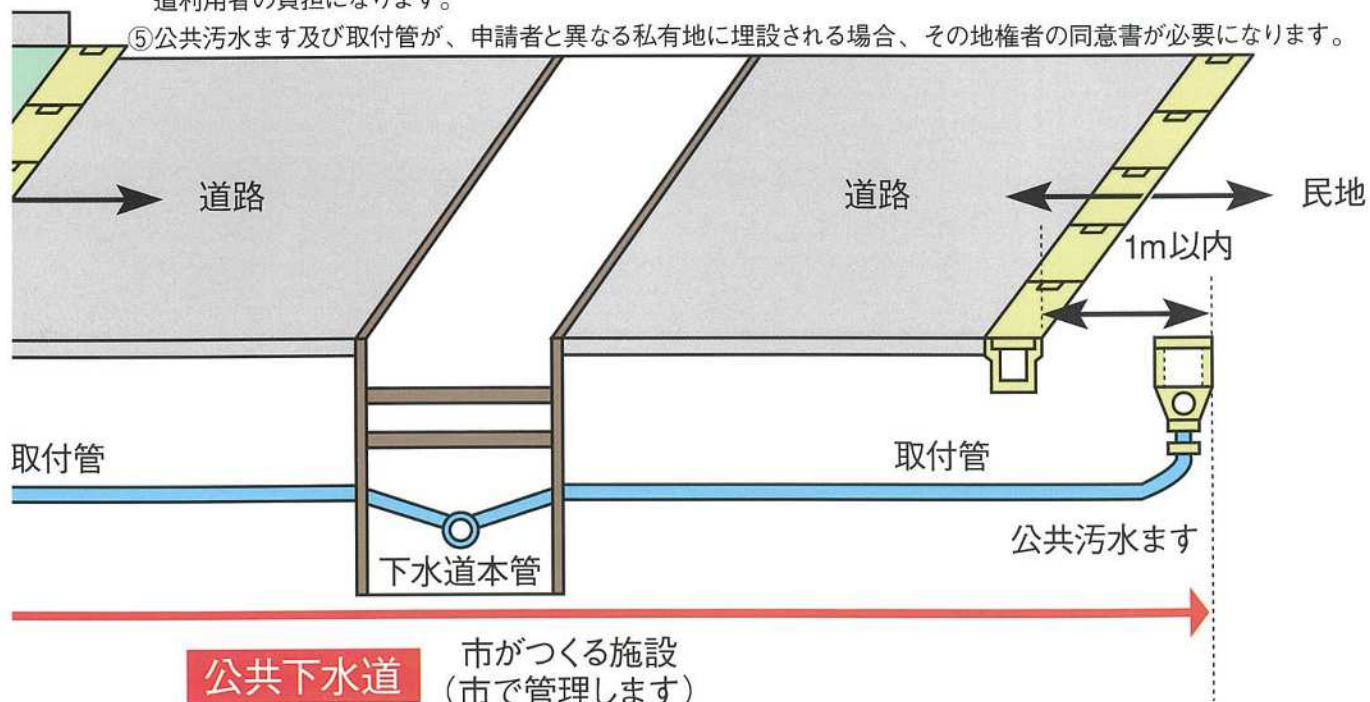
工事を申込みますと、指定工事店が申請手続きを代行してくれます。この工事は、東根市指定下水道工事店でなければなりませんので必ず指定工事店にお申込みください。指定工事店の一覧は上下水道課にあります。

申込みから完了まで



公共汚水ますの設置について

- ①設置場所は、宅地内で道路から1m 以内の位置となります。(公共汚水ますの外面までの距離です)
- ②公共汚水ますの標準は、内径 20cm、深さ約 1m の円筒形です。
- ③公共汚水ますの設置高は、本管が設置されている前面道路高若しくはその道路 ±50cm 程度です。
- ④公共汚水ます設置後における公共汚水ますの位置、高さ及び深さ等の変更並びに入替え及び撤去については、下水道利用者の負担になります。
- ⑤公共汚水ます及び取付管が、申請者と異なる私有地に埋設される場合、その地権者の同意書が必要になります。



融資あっ旋・利子補給制度のご利用を

排水設備改造工事は、使用する皆さんが行わなければなりません。その負担を少しでも軽くするために、市では、排水設備改造資金の融資あっ旋と、その融資に対する利子補給を行っています。ただし、市税及び下水道受益者負担金の未納者と法人、新築の場合は除かれます。

内容と償還方法

供用開始の日から3年以内に排水設備改造工事を完了した場合、融資あっ旋と利子補給を行います。1世帯1件につき100万円を限度とし、償還方法は、毎月元金均等分割払いで、償還期間は60ヶ月以内となっています。ただし、工事費が限度額に満たない場合は工事費の精算額（一万円単位）となります。

申し込み方法

融資あっ旋申請書に納税証明書・工事見積書を添付して排水設備工事着手前に上下水道課にお申込みください。工事完了後あっ旋額を決定し、融資あっ旋書を交付しますので、金融機関に融資あっ旋書を提出し、所定の手続きを行い融資を受けてください。

取扱金融機関

東根市農業協同組合（各支店）・山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行・北郡信用組合（市内各支店）
新庄信用金庫（東根支店）※出張所

浄化槽の撤去費を補助します

東根市では、公共下水道処理区域内で浄化槽利用者が、公共下水道を利用するにあたり、当該浄化槽の撤去に要した費用に対し、補助を行っています。

補助内容

1世帯1基につき、浄化槽の撤去に要した費用の2分の1以内の額とし、5万円を限度としています。
浄化槽撤去工事着手前に上下水道課にお申込みください。
※お申込み方法等はお問い合わせください。

東根市の公共下水道

東根市の下水道事業は、汚水と雨水を分離して排水する分流式となっています。

汚水は、昭和51年度に東根温泉地区、長瀬地区及び神町地区で事業着手し、昭和56年度に最上川流域下水道（村山処理区）に編入され、東根温泉地区及び長瀬地区で昭和62年7月に供用開始しました。その後、順次拡大し整備をすすめています。

雨水は、昭和40年代から神町地区を中心に整備を開始し、白水川左岸、村山野川右岸などの雨水排水幹線施設の整備を図っています。また長瀬城跡の「二の堀」を雨水調整池として整備をすすめています。

年度	認可面積(ha)	施行済面積(ha)	整備率(%)	処理区域内人口(人)	利用人口(人)	水洗化率(%)
R元	1,874.8	1,644.2	88.8	43,416	40,558	93.4
R2	1,874.8	1,675.3	89.4	43,560	40,729	93.5
R3	1,899.5	1,708.5	89.9	43,894	41,107	93.6